

(お知らせ)

交互計算許可証、輸出代金支払方法確認証及び輸入代金支払方法 確認証の取扱い等について

通商産業省貿易局 (H10.3.31)

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成9年法律第59号。以下「改正法」という。)が平成10年4月1日から施行されることに伴い、「勘定の貸記又は借記により決済する方法等によって行う貨物の輸出又は輸入に係る要件について」(平成9年2月19日付蔵国第709号、平成09・02・10貿局第3号。以下「通達」という。)が平成10年3月31日限り廃止される。

については、当該通達に基づき平成10年3月31日以前に許可及び確認を受けた者の当該許可証及び確認証の取扱い等は以下のとおりとなるので留意ありたい。

1 許可証及び確認証の取扱い

平成10年3月31日以前に日本銀行より交付を受けた許可証及び確認証については、平成10年3月31日をもって失効することとなるが、日本銀行に返還する必要はないこと。

2 許可及び確認の条件による報告の提出

平成10年3月31日以前に許可及び確認を受ける際に条件として提出を要することとされている「交互計算勘定項目別貸借記額報告書」については、「改正法の施行の日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告の提出については、なお従前の例による。」こととなっているから、3月分の交互計算勘定の運用状況について当該報告書を提出する必要があること。

3 銀行等又は郵政官署を経由しない支払等の報告

平成10年4月1日以降、相殺、交互計算等も含め銀行等又は郵政官署を経由しない支払等(貨物の輸出入代金については除く。)については、「外国為替の取引等の報告に関する省令」(平成10年大蔵省令第29号)の規定に基づく報告を要することとされていること。